

2015年度 事業報告

本会の目的と事業

I 本協会は、海難審判事件に関する調査研究を行い、海難審判での海難関係人の権利を擁護し、海難審判の適正な運用に資するとともに、船舶事故等の調査に関する調査研究を行い、海事の発展に寄与することを目的とする。

II 役員、評議員、賛助会員及び職員等の数

平成28年3月31日における役員等は、次のとおりである。

- | | |
|---------|--------------------|
| ① 理事 | 10人 |
| ② 監事 | 2人 |
| ③ 顧問 | 3人 |
| ④ 評議員 | 10人 |
| ⑤ 賛助会員 | 団体会員434団体、個人会員195人 |
| ⑥ 職員等の数 | 常勤役員2人、職員8人、嘱託員1人 |

III 評議員会及び理事会

1. 評議員会

(1) 平成27年6月3日、千代田区麴町「海事センタービル」において、平成27年度第1回（定時）評議員会を開催し、次の事項が審議され、原案のとおり可決された。

- ① 平成26年度事業報告及び決算報告について
- ② 評議員(1名)の選任について
- ③ 役員(10名)の選任について

(2) 平成27年10月14日、千代田区麴町「海事センタービル」において平成27年度第2回評議員会を開催し、次の事項が審議され、原案のとおり可決された。

- ① 平成27年度収支予算の補正予算（案）について
- ② 平成28年度補助金及び助成金の申請（案）について
- ③ 評議員(1名)の選任について

(3) 平成28年3月8日、千代田区平河町「ホテル ルポール麹町」において、平成27年度第3回評議員会を開催し、次の事項が審議され、原案のとおり可決された。

① 平成28年度事業計画(案)及び収支予算(案)について

2. 理事会

(1) 平成27年5月18日、千代田区麹町「海事センタービル」において、平成27年度第1回(通常)理事会を開催し、次の事項が審議され、原案のとおり可決された。

① 平成26年度事業報告及び決算報告について

② 平成27年度第1回(定時)評議員会の招集について

(2) 平成27年6月3日、千代田区麹町「海事センタービル」において平成27年度第2回理事会を開催し、次の事項が審議され、原案のとおり可決された。

① 代表理事の選定及び会長の選任について

② 業務執行理事の選定及び理事長、専務理事の選任について

③ 常勤役員の報酬について

④ 顧問の委嘱について

(3) 平成27年9月8日、本協会において、評議員会の日時の決定等を議題とした書面による平成27年度第3回理事会を開催し、次の事項が審議され、原案のとおり可決された。

① 平成27年度第2回評議員会の招集について

(4) 平成27年10月14日、千代田区麹町「海事センタービル」において平成27年度第4回理事会を開催し、次の事項が審議され、原案のとおり可決された。

① 平成27年度収支予算の補正(案)について

② 平成28年度補助金及び助成金の申請(案)について

③ 「役員及び評議員の報酬等に関する規程」の一部改正(案)について

④ 評議員候補者1名の決定について

(5) 平成28年2月9日、本協会において、評議員会の日時の決定等を議題とした書面による平成27年度第5回理事会を開催し、次の事項が審議され、原案のとおり可決された。

① 平成27年度第3回評議員会の招集について

(6) 平成28年3月8日、千代田区平河町「ホテル ルポール麹町」において平成27年度第6回(通常)理事会を開催し、次の事項が審議され、原案のとおり可決された。

① 平成28年度事業計画(案)及び収支予算(案)について

② 特定個人情報取扱規程(案)について

IV 事業

1. 海難審判等に関する調査研究事業(定款第4条第1号、第4号)

(1) 海難審判裁決例調査研究事業(自主事業)

海難審判所裁決について、「海難審判所裁決例集」に取り上げるべき裁決の選定、判示事項の摘出等について調査研究するとともに、その他の海難防止上必要な事項について調査研究を行うものである。

平成27年度においては、学識経験者、海技専門家、海事補佐人及び海難審判所の審判官、理事官により構成する「海難審判裁決例調査研究会」を4回にわたり開催し、平成25年に裁決言渡のあった主要な事件等について調査研究を行い、52件を裁決例とすることを決定した。

また、昨年度、裁決例として決定した52件(平成24年裁決)を取りまとめて「海難審判所裁決例集(第55巻)」として編集刊行し、海難防止のために広く活用できるようにした。

(2) 船舶事故調査報告書等調査研究事業(自主事業)

運輸安全委員会が公表した船舶事故調査報告書等について、船舶事故の再発防止に有用な事故事例及び事故統計に関し、その活用策について調査研究を行うものである。

平成27年度においては、学識経験者、海技専門家、運輸安全委員会事務局の船舶事故調査官等により構成する「原因分類表調査研究会」を設置し、4回にわたり開催して船舶事故等の原因分類表及び再発防止策分類表を構築するとともに、運輸安全委員会が平成26年に公表した船舶事故調査報告書データから分類化された事故原因や再発防止策の傾向等を取りまとめた。

また、運輸安全委員会事務局の地方事務所7ヶ所が、船舶事故調査報告書を基に、それぞれの事務所管轄で特色ある海域、船種、事故種類等にテーマを絞り調査分析を行ったものを取りまとめ、「地方事務所における船

船事故の分析(平成27年度版)」として刊行し、賛助会員及び海事関係団体等に提供した。

2. 海難審判関係人の権利擁護事業 (定款第4条第2号)

(1) 海難審判扶助事業 ((公財) 日本財団助成事業)

海難審判において、経済的な理由により海事補佐人を依頼できない海難審判関係人のために、必要な経費の扶助を行う。海難審判関係人から扶助の申し出のあった事件については、毎月開催 (年間12回) される「海難審判扶助審査委員会」で、これを審査、決定する。

したがって、本事業は、海難審判関係人の権利を擁護するとともに、適正な海難審判の運用に資するものである。

平成27年度においては、海難審判関係人173人から電話等による申し出があったが、地方支部員による事前の審査によって56人が扶助制度の趣旨に合致したが、そのうち14人の取り下げがあり、42人 (事件数40件) を「海難審判扶助審査委員会」で審査を行った。その結果、海難審判関係人から扶助申請のあった42人 (40件) について扶助決定を行った。

(2) 海難審判等相談事業 ((公財) 日本海事センター補助事業)

全国9ヶ所の当協会相談所において、海難を起こして海難審判を受ける船員や運輸安全委員会の船舶事故調査官による調査を受ける船員などのための一切の相談に無償で応じるものである。

平成27年度においては、海難関係人等1,044人の相談に応じた。

また、各相談所にファクシミリを整備して通信・連絡手段を強化した。

その他、相談事業の周知・啓発活動の一環として海難審判等の相談が無料である旨及び各相談所の連絡先を記載したパソコン用マウスパットを製作し、賛助会員をはじめ海事関係団体等に配付した。

3. 海難審判及び船舶事故調査に関する広報、周知啓発事業

(定款第4条第3、第5号)

(1) 海難情報等提供事業 (自主事業)

① 本協会のホームページを通じて検索機能を備えた全裁決の提供、事業活動の紹介、海難に関する種々の情報、資料等を海事関係者のみならず、広く社会一般に発信するものである。

平成27年度においては、本協会のホームページに平成25年に言い渡された全裁決309件を新たに掲載した。

② 日本財団からの助成による「海難審判庁裁決の海難防止活動への利用事業」の成果物であるビデオ(その後DVD化した。)のうち、「居眠り」

(平成6年度制作)、「気持ちにゆとりを」(平成8年度制作)、「エンジントラブル」(平成10年度制作)の3巻について、現在でも利用可能なように海難審判制度、統計等を修正するなどの再編集を行った。

(2) 図書、会誌刊行事業(自主事業)

- ① 平成26年1月から12月までの全裁決を利用しやすいように2分冊の「海難審判所裁決録」として編集、刊行し、有償で提供した。
- ② 平成25年分の「海難審判所裁決録」に掲載している事件の船名、発生場所及び海難原因等別を「海難審判所裁決録索引」として、編集、刊行し、海難審判所裁決録を購入した者に無償で提供した。
- ③ 本協会の事業を周知啓発するため、機関誌「ふねとうみ」を刊行して賛助会員、関係行政機関及び海事関係団体等に無償で配付するものであり、平成27年度においては、3回刊行し、各々約2,000部を配付した。

また、画家柳原良平氏(平成27年8月没)が創刊号からこれまでに描いた、機関誌「ふねとうみ」の船絵表紙176枚すべてを1冊の画集に編集し、賛助会員に無償で配付した。